

【 運 営 規 則 】

(会員)

第 1 条 一般社団法人イーコマース事業協会（以下、「当法人」と称す）の社員を以って会員と成す。

(ショップ会員)

第 2 条 当法人にショップ会員を置く。

2. ショップ会員は通信販売業務を通じて物品およびサービスの販売と供給を行う事業者とする。

(サポート会員)

第 3 条 当法人にサポート会員を置く。

2. 第2条に該当しない会員とする。

(アソシエイト会員)

第 4 条 当法人にアソシエイト会員を置く。

2. アソシエイト会員は当法人のサービスの一部を条件付で受けることができる。
3. アソシエイト会員は定款における社員には当たらない。
4. オンラインショップのサポートを主な業務としているものは、アソシエイト会員となることはできない。

(学生会員)

第 5 条 当法人に学生会員を置く。

2. 学生会員は当法人のサービスの一部を条件付で受けることができる。
3. 学生会員は定款における社員には当たらない。

(役員)

第 6 条 当法人は、次の役員を設置する。

- (1) 会長 会長は代表理事が務める。
- (2) 理事長 理事長は代表理事が務める。
- (3) 副理事長 副理事長は業務執行理事が務める。
- (4) 事務局長 事務局長は業務執行理事が務める。

- (5) 専務理事 専務理事は業務執行理事が務める。
- (6) 委員長 委員長は理事が務める。
- (7) 副委員長 理事会の指名による。
- (8) 監事 定款記載の監事をいう。

(役員を選任、解任および任期)

第 7 条 副委員長を除く全ての役員を選任方法および任期は、定款記載の通りとする。

- 2. 副委員長は理事会が選任し、任期を6ヶ月とする。副委員長の解任は理事会の承認決議をもって可能とする。

(理事会および役員会)

第 8 条 当法人に理事会および役員会を置く。

- 2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3. 役員会は、監事を除く第6条記載の役員をもって構成する。
- 4. 監事は理事会および役員会に出席して意見を述べることができる。
- 5. 委員会ごとに1名の副委員長は役員会に出席して意見を述べるができる。

(理事会および役員会の議長)

第 9 条 理事会および役員会は代表理事が招集し、議長を務める。

(理事会および役員会の議決権)

第 10 条 理事は、それぞれ1個の議決権を持つ。

(理事会の決議事項)

第 11 条 次に掲げる事項は理事会の議決を得なければならない。

- (1) 社員総会に提案すべき事項
- (2) 規則の制定および廃止、変更に関する事項
- (3) 当法人の運営に関する事項

(役員会の決議事項)

第 12 条 次に掲げる事項は役員会の議決を得なければならない。

- (1) 委員会に関する事項
- (2) 当法人の運営に関する事項

(委員会)

第 13 条 当法人に理事会の議決を経て委員会を設置することができる。

2. 委員会は定款第3条の目的を達成するために必要な事項を執り行う。
3. 委員会に委員長1名、副委員長若干名、幹事若干名、委員を置く。
4. 委員長、副委員長および幹事は理事会が委嘱する。

(イベント)

第 14 条 当法人は下記のイベントを開催することができる。また、必要に応じて定款に定めた目的および事業に該当するイベントを別途開催することができる。

- (1) 定例会
- (2) 情報交換会
- (3) 勉強会
- (4) 研究会
- (5) ネットショップグランプリ
- (6) 合宿
- (7) その他理事会が承認するイベント

(情報の伝達および共有)

第 15 条 当法人は会員の情報伝達および共有のため、ホームページ(以下「HP」と称す)、メーリングリスト(以下「ML」と称す)およびソーシャルネットワークサービス(以下「SNS」と称す)を運営する。

(事務局)

第 16 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局は事務局長が統括する。

【 ショップ会員規則 】

(入会)

- 第 1 条 当法人に入会しようとする者は事務局に申し込みを行い、代表理事の承認を持ってその資格を得る。
代表理事は事業内容を精査し、反社会性の有無などを考慮して承認する。
2. 初回会費納入時まで、その資格を留保する。

(会費)

- 第 2 条 年会費は 60,000 円とし、前期および後期分として半期 30,000 円を所定の期日迄に一括事前納入する。
2. 途中入会の場合は該当月分を月割りにて納入（途中参加月を含む）する。

(権利)

- 第 3 条 ショップ会員は運営規則第 1 4 条に記載したイベントへ優先的に参加することができる。ただし、1 会員あたり複数人間がイベントに参加する場合は、この権利に制限を設ける場合がある。
2. ショップ会員は運営規則第 1 4 条に記載したイベントについて、会員価格で参加することができる。ただし情報交換会の参加費は原則一般参加費と同じとする。
3. ショップ会員は運営規則第 1 5 条に記載したHP、MLおよびSNSに無料で参加出来る。ただし1 会員あたり複数人間が参加する場合は、この権利に制限を設ける場合がある。

(退会)

- 第 4 条 ショップ会員は事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。
2. 途中退会について一切の返金は行わない。
3. 退会にあたり、アソシエイト会員規則の条件を満たす会員は、アソシエイト会員となることができる。

【 サポート会員規則 】

(入会)

- 第 1 条 当法人のサポート会員になろうとするものは、事務局に申し込みを行い、代表理事の承認を持ってその資格を得る。
2. 初回会費納入時まで、その資格を留保する。

(会費)

- 第 2 条 年会費は 60,000 円とし、前期および後期分として半期 30,000 円を所定の期日迄に一括事前納入する。
2. 途中入会の場合は該当月分を月割りにて納入（途中参加月を含む）する。

(権利)

- 第 3 条 サポート会員は運営規則第 1 4 条に記載したイベントへ優先的に参加することができる。ただし、1 会員あたり複数人間がイベントに参加する場合は、この権利に制限を設ける場合がある。
2. サポート会員は運営規則第 1 4 条に記載したイベントについて、会員価格で参加することができる。ただし情報交換会の参加費は原則一般参加費と同じとする。
 3. サポート会員は運営規則第 1 5 条に記載した HP、ML および SNS に無料で参加出来る。ただし 1 会員あたり複数人間が参加する場合は、この権利に制限を設ける場合がある。

(PR)

- 第 4 条 サポート会員は ML において宣伝メールの発信者となることができる。宣伝の回数、書式、情報量(文字数等)、内容等は担当役員の指示による。
2. サポート会員は定例会等におけるブース出展や資料配布については優先的にその権利を有する。

(退会)

- 第 5 条 サポート会員は事務局に届け出るにより、任意にいつでも退会することができる。
2. 途中退会について一切の返金を行わない。

【 アソシエイト会員規則 】

(入会およびその条件)

- 第 1 条 当会のアソシエイト会員は、会員規則に記載した会員が事務局に希望することで入会できる。ただし入会は以下の条件を全て満たした場合に限る。
2. 当会会員(サポート会員・学生会員を除く)の在籍期間が半年以上である。
 3. 会費をこれまで全て期日までに支払っており、滞納がない。
 4. 除名相当の履歴がない。

(会費)

- 第 2 条 会費は無料とする。

(権利)

- 第 3 条 アソシエイト会員は運営規則第 1 5 条に記載したMLのうち、当会イベントの告知に関するMLを受け取ることで、当会の情報を自動的に取得することができる。
2. アソシエイト会員は運営規則第 1 4 条に記載したイベントには原則として参加できない。ただし非会員として参加できるイベントについては非会員と同じ条件で参加できる。

(退会)

- 第 4 条 アソシエイト会員は事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

【 学 生 会 員 規 則 】

(入会およびその条件)

- 第 1 条 当法人の学生会員になろうとするものは、事務局に申し込みを行い、学生証など学生の証明となるもののコピー等を提出した後、代表理事の承認を持ってその資格を得る。
2. 入会するには大学院生、大学生、短期大学生または専門学校生であることが条件となる。

(会費)

- 第 2 条 会費は無料とする。

(権利)

- 第 3 条 学生会員は運営規則第 1 4 条に記載したイベントへ参加することができる。なお、情報交換会に限り、同日に開催される定例会の参加者のみ参加可能とする。
2. 学生会員は運営規則第 1 4 条に記載したイベントについて、会員価格で参加することができる。また情報交換会の参加費は原則一般参加費と同じとする。

(条件の提示)

- 第 4 条 学生会員は、事務局より要望があれば学生証などの学生である旨の証明書のコピー等を提出する必要がある。
2. 前項の提出が所定の期限まで無いものは、退会扱いとする。

(退会)

- 第 5 条 学生会員は事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

【 役員規則 】

(役員の義務)

第 1 条 運営規則第 6 条に記載する役員は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 役員会の出席。但し副委員長については運営規則第 8 条 5 項による人数制限にかかるとするものを除く。
- (2) 所属する委員会の出席
- (3) 所属する委員会の運営統括またはその補佐

(役員報酬)

第 2 条 役員は以下の報酬を受け取ることができる。

- (1) 代表理事：月あたり 3 万円
- (2) 業務執行理事：月あたり 2 万円
- (3) 理事：月あたり 1 万円
- (4) 監事：半期(6ヶ月)あたり 2 万円

(理事、監事の選挙および候補者資格)

第 3 条 理事 1 2 名以内、監事 3 名以内を、定款第 2 0 条に定めた社員総会の決議により選任する。理事のうち 2 名以内を代表理事とする。理事のうち 2 名以上 5 名以内を業務執行理事とする。

2. 理事、監事予定者を社員総会に推薦するにあたり、選挙管理委員会を発足し、厳正な選挙を行う。
3. 選挙の結果、信任不信任の票数が同数であった場合や、複数の候補者の票数が同数でかつ全員選任とすると定員を上回る場合は、選挙管理委員会内で協議を行い、その結果選任不選任を決定する。
4. 代表理事の候補者は、当法人に 6 ヶ月以上在籍した社員のみ、なることができる。
5. 理事および監事の候補者は、在籍期間にかかわらず当法人の社員であればなることができる。

【 経費規則 】

(経費の支給)

第 1 条 当法人は下記規則に該当する役員または社員に対し、旅費交通費、通信費、接待交際費、慶弔費を支給する。

(旅費交通費・通信費)

第 2 条 旅費交通費および通信費については、「旅費・交通費・通信費規程」に従って支給する。

(慶弔費の経費)

第 3 条 当法人は社員の慶弔時において、経費を用いて下表のものを贈呈することができる。

役名	慶事	弔事
代表理事	5万円 祝電 お花	3万円 弔電 お花
業務執行理事	5万円 祝電 お花	3万円 弔電 お花
理事・監事	3万円 祝電 お花	2万円 弔電 お花
上記以外の役員	2万円 祝電 お花	1万円 弔電 お花

第 4 条 祝電、弔電については、必要に応じて贈呈することができる。

(その他経費)

第 5 条 上記以外の経費について必要が生じた場合、役員会にて承認が得られれば必要経費を支給する。

【 委員会規則 】

(委員会の目的)

第 1 条 当法人は運営規則に基づいた運営をショップ会員、サポート会員および学生会員の手で円滑に行うことを目的に、所定の委員会を設置し、各委員会で役割を分担して行動する。

(委員会の委員長、副委員長および幹事)

第 2 条 各委員会の委員長は理事のうち 1 名が務める。また副委員長および幹事は、委員会に属する委員長以外の社員が務める。

2. 委員長、副委員長および幹事の指名および変更は理事会の承認決議をもって可能とする。

(委員会の所属)

第 3 条 ショップ会員、サポート会員および学生会員はいずれか一つの委員会に所属し、積極的に参加する義務がある。ただし例外として、代表理事および業務執行理事はいずれの委員会にも属さない。

(所属委員会の異動)

第 4 条 ショップ会員、サポート会員および学生会員は、事務局に届け出ることにより所属委員会を異動することが出来る。

(委員会の開催日時)

第 5 条 各委員会は原則として定例会開催日に開催する。場所は定例会開催場所近辺とし、時間は定例会開催前の 1 時間ほどとする。

【 定 例 会 規 則 】

(定例会の目的)

第 1 条 当法人はショップ会員およびサポート会員に、イーコマースの運営や会社経営に役立つ情報を提供することを目的に、当法人内外から講師を招聘して講演する定例会を開催する。

(定例会の種類)

第 2 条 当法人は通常の定例会(以下「通常定例会」と称す)の他に、オープン定例会および周年イベントを開催する。

(定例会の開催日時)

第 3 条 定例会は毎年8月および12月を除く毎月第二土曜日に開催する。ただし役員会の承認決議をもって、定例会の開催日変更または追加を可能とする。

(定例会の開催場所)

第 4 条 定例会の開催場所は担当委員会にて候補を検討し、役員会の承認決議を持って決定する。ただし4月および10月を除いた定例会において、開催場所を新大阪駅近郊とする場合は役員会の承認決議を不要とする。

(通常定例会の参加費用)

第 5 条 通常定例会の参加費用は以下の通りとする。ただし役員会の承認決議をもって参加費を変更することができる。

ショップ会員およびサポート会員：1会員あたり2名まで無料。3名以降は
一人1,000円とする。

学生会員：1会員あたり1名まで無料。

非会員：一人10,000円。ただし、入会希望者は代表理事の承認をもって初回限り会員と同価格で参加できる。

(情報交換会)

第 6 条 当法人は定例会参加者の情報交換を目的として、定例会終了後に情報交換会を開催する。

2. 情報交換会の開催場所および費用は担当委員会にて決定する。

(オープン定例会及び周年イベント)

第 7 条 当法人は非会員に対する当法人の認知度向上を目的に、原則として毎年10月第

二土曜にオープン定例会を、毎年4月第二土曜に周年イベントを開催する。ただし役員会の承認決議をもって、オープン定例会及び周年イベントの開催日の変更を可能とする。

(オープン定例会及び周年イベントの参加費用)

第 8 条 オープン定例会及び周年イベントは会員非会員を問わず原則無料とする。ただし役員会の承認決議をもって参加費を有料にすることができる。

【 勉強会規則 】

(勉強会の目的)

第 1 条 当法人はショップ会員およびサポート会員のイーコマース技術向上を目的に、勉強会を開催する。

(勉強会の開催日時)

第 2 条 勉強会は担当委員会で協議のもと、不定期的に開催する。

(勉強会の参加資格)

第 3 条 勉強会に参加できる者は、ショップ会員およびサポート会員、学生会員に限るとする。

(勉強会の参加費用)

第 4 条 勉強会の参加費用は原則有料とする。金額は担当委員会で協議の上、役員会の承認決議により決定する。

(勉強会の成果報告)

第 5 条 担当委員会は自身もしくは他の委員会の要望により、定例会で終了した勉強会の成果を報告することがある。